

2020年6月1日  
株式会社 新出光  
電力事業部 電力事業課

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金特別措置の拡大について

弊社では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等が発生している状況を踏まえ、事前に申請いただきましたお客様へ電気料金等に対する支払期日の延長を実施しております。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大していることを考慮し、特別措置の内容を見直し、料金の支払期日をさらに延長することといたしましたので、お知らせいたします。

### 【弊社と電気契約をいただいているお客様】

#### 1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で以下の貸付もしくは給付を受け、一時的に料金のお支払いが困難となったお客様

- ・各県社会福祉協議会「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付
- ・中小企業庁「持続化給付金」の受給

#### 2. 特別措置の内容

2020年3月分から2020年6月分の料金の支払期日を以下の通り延長します。

2020年3月分及び4月分料金：2か月間延長

2020年5月分料金：1か月間延長

2020年6月分料金：1か月間延長

※ 3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

#### 3. 特別措置のお申込み方法

別添の申請書及び必要書類をご準備の上、以下住所までご送付ください。

必要書類：①適用申請書（別添） ②資金借入申込書、資金借用書、持続化給付金給付通知書のいずれかのコピー

-----送付先-----

〒812-0036 福岡県福岡市博多区上呉服町1番10号

株式会社新出光 電力事業部 電力事業課宛

-----

※ 「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付もしくは「持続化給付金」の受給を受けるお客様に限ります。

#### 4. お支払方法

別途当社の指定する手段にてお支払いいただきます。

### 【別添資料】

- ・適用申請書.xlsx

当件に関するお問い合わせ先：イデックスでんきコールセンター 0120-68-0313